

認知症対応型共同生活介護事業者への家賃等助成事業Q & A (グループホーム事業者向け)

※当Q & Aでは、「認知症対応型共同生活介護」という名称については、一律「GH」と記載しています。

1 この事業について

問1 この事業は、どのようなものですか。

(答) この事業は居住費、食費、光熱水費の費用負担が困難な低所得の方の負担軽減を行うGH事業者に対して、助成を行うことで、在宅生活が困難な認知症の高齢者で低所得の方の住まいが確保されることを目的としています。

問2 この事業の概要を確認できる資料はありますか。

(答) 現時点で確定している内容について「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)事業者への家賃等助成について」(概要資料)に全体の概要を記載しています。

問3 この事業の対象となる事業者の要件は何ですか。

(答) 次のすべての要件を満たす認知症対応型共同生活介護事業者(介護予防を含む)が対象です。

- (1) 負担軽減を行うGH事業所が本市内に所在する。
- (2) 費用負担が困難な低所得の方に家賃、食材料費及び光熱水費の負担額の軽減を行っている。
- (3) 本事業の登録の承認を受けている。

問4 助成額はいくらになりますか。

(答) 家賃、食材料費及び光熱水費について利用者負担の軽減を行った額を助成しますが、上限は1人につき、月3万円とします(月途中の入居等により、軽減を行った額が3万円に満たない場合は、実際に軽減を行った金額が対象)。

問5 GH事業者(所)が行う手続きの流れはどのようになりますか。

(答) 次の流れのとおりです。なお、各手続きの詳細については、それぞれの手続きに関する案内を参照してください。

- (1) 市介護保険課に助成事業者登録の届出を行い、助成事業者登録の承認を受けます。
- (2) 利用者から「負担軽減対象確認証」を提示してもらい、この事業の負担軽減対象者であることを確認します。

(3) (2) の利用者に対してサービスを提供し、利用者負担計算時に家賃、食材料費、及び光熱水費について助成見込み額分を差し引いて請求します。

(4) 利用者負担額の請求後、市介護保険課に負担軽減の報告及び助成金の申請を行います。

(5) 市から助成額交付決定及び助成金の支払いを受けます。

問6 この事業の対象事業者となるためには、どのような手続きが必要ですか。

(答) 市介護保険課あてに、「助成事業者登録届出書（以下「登録届出書」という。）」等を提出し、助成事業者承認決定を受ける必要があります。あらかじめ承認決定を受けていないと、利用者負担額を軽減してサービスを実施したとしても市から助成はできませんので御注意ください。

問7 この事業の対象利用者となるためには、どのような手続きが必要ですか。

(答) 住所地の区役所・地区健康福祉ステーションあてに、「負担軽減対象確認申請書」等により申請を行い、「負担軽減対象確認証」（以下「確認証」という。）の交付を受ける必要があります。（確認証の交付を受けていても、問6の承認決定を受けていない事業所を利用する場合及び利用するGH事業所（者）に確認証の提示を行っていない場合は当事業の対象外です。）

問8 GH事業所（者）は利用者が「費用負担が困難な低所得の方」であることをどのように確認するのですか。

(答) GH事業者（所）は、利用者から「確認証」の提示を受け、確認を行います。

問9 川崎市の被保険者が利用している川崎市外の事業所は対象になりますか。

(答) この事業は川崎市内の事業所を対象としていますので、対象外です。

問10 GHの短期利用は対象になりますか。

(答) 対象外です。

問11 生活保護を受給している方は対象になりますか。

(答) 対象外です。

問12 なぜ利用者に直接ではなく、事業者に助成を行うのですか。

(答) この事業は、国の地域支援事業を活用して行うものであり、国の地域支援事業実施要綱において「家賃、食材料費及び光熱水費の費用負担が困難な低所得者に対し、利用者負担の軽減を行っている事業者を対象として助成を行う。」と定められているため、事業者に助成を行います。

問13 事業者に助成するという事は、利用者には助成されないのですか。

(答) 事業者が負担軽減対象要件を満たしている利用者の居住費、食費、光熱水費を軽減していることが助成の条件ですので、利用者からのGHへの支払額を間接的に軽減する仕組みとしています。

問14 家賃に特化して軽減を行うことは可能ですか。

(答) 可能です。あらかじめ助成事業者登録届出書の「3. 減額の内容」に記載した項目及び減じる額を軽減してください。

2 助成事業者登録について

問1 登録届出書の届出者は誰にすればよいですか。

(答) 届出者は、法人の代表者です。

問2 同一事業所番号で、認知症対応型共同生活介護と介護予防認知症対応型共同生活介護を併設している事業所は、1組の届出書類を提出すれば共通の届出として扱われますか。

(答) お見込みのとおりです。

問3 法人内の複数の事業所について届出を行いたいが、まとめて届出は可能ですか。

(答) 法人でまとめず、事業所番号ごとに届出を行ってください。法人の事務局が複数事業所分の書類を作成することも可能ですが、書類をクリアファイルに入れる等をし、事業所別に分けていることがわかるようにしてください。

問4 登録届出書の2.「対象事業所が定める金額」又は3.「減額の内容」が複数ある場合は、どのように記載すればいいですか。

(答) 「対象事業所が定める金額」が複数ある場合、「減額の内容」が複数発生することが想定されます。

その場合は、登録届出書に記載していない、2.の「対象事業所が定める金額」及び3.の「減額の内容」の金額を記載した別紙（書式は任意）を追加してください。

また、「対象事業所が定める金額」及び「減額の内容」の金額が確認できる運営規程、重要事項説明書、契約書の写し等はそれぞれの金額及び減額の内容を確認できるものを添付してください。

なお、対象事業所が定める金額が複数ある場合を除いては、利用者により減額の内容が異なるケースは公平性を欠くため、この事業の対象として認められません。

問5 3. の「減額の内容」の月額、日額の両方を記載する必要がありますか。

(答) 家賃については、月額、日額で減じる額を記載してください。また、食材料費については、日額のみでの減額設定の場合は、月額は未記載で構いません。さらに、光熱水費については、月額のみでの減額設定の場合は、日額は未記載で構いません。

問6 添付資料で「金額が確認できる運営規程、重要事項説明書、契約書の写し」等とあるが、改正を行う必要がありますか。

(答) 家賃等の金額を記載している書類については、すべて改正を行い、最新の内容にする必要があります。

問7 添付資料で「金額が確認できる運営規程、重要事項説明書、契約書の写し」等とあるが、ひな型でよいですか。それとも利用者と締結した書面の写しを添付しなければいけませんか。

(答) ひな型で差し支えありませんが、負担軽減を行う内容を反映したものを提出してください。また、今後、助成を決定する等の手続きにおいて、確認が必要と考えられる場合、実際に利用者と締結した書面の写しの提出を依頼するケースがあることを御承知おきください。

問8 口座を確認できる書類とは何ですか。

(答) 多くの場合は、通帳の表紙及び見開きの1・2ページ目にある金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人氏名（漢字、カナの両方）が確認できる、該当金融機関が発行したものの写しを指します。

インターネットバンキングの利用等で紙媒体の通帳がない場合は、必要情報が掲載されている画面等の写しを添付してください。

問9 届出書類を窓口で直接持参してよいですか。

(答) 感染症対策の観点から、窓口での提出は御遠慮ください。郵便等にて市介護保険課あてに送付してください。

問10 いつまでに届出を行うと、いつから登録が適用されますか。

(答) 毎月15日（当日消印有効）までの届出分については、届出事業者あてに同月下旬に承認（不承認）決定通知書を送付し、翌月1日から適用を開始します。

ただし、届出書及び添付書類が不足又は記載不備等がある場合は、翌月1日の登録ができないことがあります。

問 1 1 助成事業者登録の内容に変更があった場合の手続きは何ですか。

(答) 変更があった日から 10 日以内(最終日の消印有効)に「助成事業者登録変更届出書」(様式 3)と変更内容が確認できる添付書類を市介護保険課あてに郵便等により送付してください。

問 1 2 利用者負担額の軽減を終了する場合の手続きは何ですか。

(答) 終了する 1 月前(最終日の消印有効)までに「助成事業者登録終了届出書」(様式 4)を市介護保険課あてに郵便等により送付してください。

3 助成金の申請について

問 1 事業者は負担軽減対象確認証の交付を受けた利用者に対して、いつから負担軽減を行えばいいですか。

(答) 利用者から負担軽減対象確認証を提示された月の初日から行ってください。

ただし、月末申請の場合は、負担軽減対象確認証の交付が翌月以降になる場合があるため、その場合は、前月に遡っての負担軽減に御協力くださいますようお願いいたします。

問 2 軽減実績報告書が 1 枚で収まりきらない場合は、どのようにすればいいですか。

(答) 2 枚目以降を追加し、最終的にはホチキス等で全部の枚数を束ねて御提出ください。

2 枚目以降は「報告年月日、法人名、代表者職・氏名」は未記載で結構です。(事業所名はすべて記載してください。)

問 3 助成金の申請期限に間に合わない場合は、次回の申請期間に請求することは可能ですか。

(答) 可能です。

問 4 助成金の交付額はどのように知らされるか。

(答) 助成額交付決定通知書によりお知らせいたします。

問 5 助成金のいつ頃支払われるか。

(答) 報告書の締切日の翌月下旬に助成金を支払う予定です。ただし、報告書等の申請書類に不足又は記載不備等がある場合は、支払いが遅れる場合があります。

問 6 介護報酬と合わせて国保連合会に請求することはできませんか。

(答) この事業は、介護報酬の対象外部分への助成であるため、国保連合会を通しての請求はできません。